

Title	自由民権運動史上の広瀬重雄
Sub Title	On Shigeo Hirose in history of the movement for freedom and civil rights in Meiji era
Author	寺崎, 修(Terasaki, Osamu)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2000
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.73, No.1 (2000. 1) ,p.167- 191
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	池井優教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20000128-0167

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

自由民権運動史上の広瀬重雄

寺 崎 修

- 一 はしがき
- 二 民権派ジャーナリスト
- 三 思想と行動の急進化
- 四 静岡事件
- 五 公権回復
- 六 むすび

一 はしがき

広瀬(藪)重雄は、自由党飯田事件、同静岡事件に関与した人物であり、自由党急進派に属する自由民権運動家である。彼の名前は、関戸覚蔵『東隣民権史』(明治三十六年)、田岡嶺雲『明治叛臣伝』(明治四十二年)、板垣

退助監修『自由党史』(明治四十三年)等々の民権関係の諸文献にしばしば登場することもあって比較的著名である。しかし、これまでその事跡については、かならずしも十分に明らかでなく、わずかに原口清氏⁽¹⁾や村上貢氏⁽²⁾などの研究が知られているにすぎない。

本稿は、このような広瀬重雄研究の現状に鑑み、右記の先行研究に導かれつつも、これまであまり活用されなかった資料を利用して、従来の研究に若干の成果を追加することを目的とする。もとより本稿もまた、彼の全生涯を明らかにするものではないが、将来本格的な伝記研究がなされる際、何ほどかの参考にはなるであろう。

(1) 原口清『明治前期地方政治史研究』下巻(瑞書房、昭和四十九年)、原口清『自由民権・静岡事件』(三一書房、昭和五十九年)。

(2) 村上貢『自由党激化事件と小池勇』(風媒社、昭和五十一年)。

二 民権派ジャーナリスト

広瀬(藪)重雄は、安政六年(二八五九年)九月二十三日、幕臣の藪七郎左衛門の次男として江戸麴町三番町に生まれた⁽¹⁾。藪家は、維新後、静岡藩田中(現在の藤枝市)に移ったらしく、現在藤枝市役所には、家督を相続した長男藪勝の戸籍簿が残っている。

これによると、重雄の兄の勝は、天保十四年(一八四三年)六月二十六日生まれで、重雄よりも、十六才年上であったこと、勝が藪家の家督を相続したのは、慶應二年(一八六六年)四月二十日のことであったことなどがわかるが、一家がいつ静岡に移転したのか、また重雄がいつ、いかなる事情で広瀬家の養子となったのか等々は、

よくわからない。ただし、彼が広瀬家の養子となった時期については、『函右日報』などの新聞紙上に「広瀬」姓が登場する時期に着目し、これを「明治十一年」と判断する原口清氏の有力な推定がある。³⁾

ところで、民権運動家となるまでの重雄は、いかなる青年時代を過ごしたのであるか。また、彼はいかなる経緯で政治に対し、興味を抱くことになったのであろうか。この点について、『東陲民権史』は、次のように記している。⁽⁴⁾

重雄は父祖累世徳川旗下の士たり。江戸麴町三番町の邸に生る。幼年世変に逢て静岡に移住す。業を藩立日知館に受く。明治六年学制を頒布せられ総角を以て小学教師に拔擢さる。其嶄然頭角を露したるや見るべし。十年東京に遊び、共憤義塾及び広瀬範治の家塾に就て学ぶ。特に力を文章に用家ある唐宋大家の法に倣ふ。又詩に長ぜり。十二年静岡に帰り、函右日報社に入て論説を担任し、傍ら前島豊太郎大江孝之等と共に、静陵社と号する演説会場を設け、時々政談演説を開催して、大いに自由主義を唱ふ。

また、重雄自身、のちに静岡事件で警視庁に逮捕された際に提出した書面のなかで、みずからの経歴に言及し、次のように述べている。⁽⁵⁾

余嘗て東京ニ遊学シテ専ラ漢籍ヲ修メ余暇アレハ新聞紙ヲ読テ政治思想ヲ起シ明治十二年静岡ニ赴キ函右日報ノ編輯記者トナリ論説起草ヲ担当シ又明治十四年静岡ヲ辞シテ名古屋ニ遊ヒ愛岐日報ノ編輯人トナリ或ハ同志相謀リテ経世新誌ナル政談雑誌ヲ発行シタルコトアリ

これらの資料をみると、彼が自由民権思想に触れたのは、明治十年から十二年までの間の東京遊学中のことであつたこと、十二年に静岡に戻つてからは、『函右日報』の記者となり論説を担当したこと、さらに十四年に『函右日報』を退社し、名古屋に移つてからは、『愛岐日報』の編集や『経世新誌』の発行にあたり、自由民権派

のジャーナリストとして活躍していたことがわかる。

ジャーナリストとしての重雄が自由民権期に発表した論説については、原口清氏や村上貢氏の研究⁽⁶⁾が参考となるほか、原口氏を中心とする静岡県民権百年実行委員会が蒐集した資料等⁽⁷⁾があるが、ここではそれらを手掛かりとして、筆者があらためて行った調査結果⁽⁸⁾にもとづき、その題目のみを記すならば、次の通りである（*印が今回追加することができたものである）。

- ① 無題〔士族独立自活論〕（『静岡新聞』明治十一年三月二十八日付）。
- ② 「自由論」第一（『静岡新聞』明治十一年四月六日付）。
- ③ 「国会設立着手法方ヲ論者ニ質ス」（『静岡新聞』明治十一年四月二四日付）。
- ④ 「議決権」（『静岡新聞』明治十一年四月二十五日、二十六日付）。
- ⑤ 「観日本国之景況有感」（『静岡新聞』明治十一年五月二十九日付）。
- ⑥ 「压制ヲ施スハ真正ノ自由ヲ得ルノ徑捷ナル論」（『静岡新聞』明治十一年六月二日付）。
- ⑦ 「答林淳君」（『静岡新聞』明治十一年六月六日付）。
- ⑧ 「地方分権論」（第一稿）（『静岡新聞』明治十一年六月十日付）。
- ⑨ 「人心重ンズ可キ論」（『静岡新聞』明治十一年九月四日付）。
- ⑩ 「世ノ守旧家ニ謀ル」（『静岡新聞』明治十一年九月十四日付）。
- ⑪ 「外国交際ノ利害」（『静岡新聞』明治十一年十月五日付）。
- ⑫ 「労働ノ益ヲ論ス」（『静岡新聞』明治十一年十月九日付）。
- ⑬ 「憲法ヲ制定スルハ必ス全国人民ト相談ス可シ」（『静岡新聞』明治十二年三月十五日付）。

- ⑭ 「地方自治論」(『函右日報』明治十二年六月十八日付)。
- ⑮ 「学者罪あり」(『函右日報』明治十二年六月二十一日、二十二日付)。
- ⑯ 無題(『国会論』(『函右日報』明治十二年七月十三日付)。
- ⑰ 無題(『現今我国碩学鴻儒の乏しきを談ず』(『函右日報』明治十二年七月十九日付)。
- ⑱ 「日本の幸福」(『函右日報』明治十二年八月十六日付)。
* 無題(『卑屈ノ心情』(『函右日報』明治十二年十月一日付)。
- ⑲ 「権力分割論」(『函右日報』明治十二年十月五日、八日付)。
- ⑳ 「倒産律論」(『函右日報』明治十二年十月二十八日付)。
* 無題(『無法ノ議論』(『函右日報』明治十二年十一月六日付)。
* 「火災保険ハ政府ノ職掌ナル乎」(『函右日報』明治十二年十一月七日付)。
* 「民情論」(『函右日報』明治十二年十一月二十五日、二十六日付)。
- ㉑ 無題(『压制抵抗論』(『函右日報』明治十二年十一月二十八日付)。
- ㉒ 「事物改革ノ弊」(『函右日報』明治十二年十二月三日付)。
* 無題(『演説条例制定論』(『函右日報』明治十二年十二月七日、十二日付)。
* 「日本ノ実力」(『函右日報』明治十二年十二月十四日付)。
* 「国会ノ開設將サニ近キニアラントス」(『函右日報』明治十二年十二月二十日、二十一日、二十三日付)。
- ㉓ 「全国ノ人民ニ告グ」(『函右日報』明治十三年一月二十五日、二十九日付)。
- ㉔ 「県下ノ有力者ニ謀ル」(『函右日報』明治十三年二月十五日、十七日付)。

- ③2 「弁舌論」(『函右日報』明治十三年三月二十四日、二十六日付)。*
- ③3 「妄信論」(『函右日報』明治十三年三月二十七日付)。*
- ③4 「卑屈説」(『函右日報』明治十三年三月二十八日、三十日付)。*
- ③5 「教育演説会ヲ設クルハ今日ノ一大急務」(『鶯蜚新報』第二四号、明治十三年三月三十日)。
 「国会希望者ニ問フ」(『函右日報』明治十三年四月四日付)。
- ③6 「静岡県会ノ開場」(『函右日報』明治十三年四月二十七日付)。*
- ③8 「静岡県会論第三稿」(『函右日報』明治十三年六月七日付)。*
- ③9 「国会希望者ニ告クルノ文」(『函右日報』明治十三年七月一日付)。
- ④0 「全国人民宜ク團結連合シテ国会ノ開設ヲ請願スベシ」(『函右日報』明治十三年七月十八日付)。
- ④1 「妄信ノ弊」(『函右日報』明治十三年九月二十二日、二十四日付)。*
- ④2 「青年書生ノ急務ハ信用ヲ得ルノ一事ニアリ」(『函右日報』明治十三年十月二十七日、二十八日付)。*
- ④3 「臨時県会論」(『函右日報』明治十三年十一月二十四日、二十八日付)。
- ④4 「静岡県改進黨論」(『函右日報』明治十四年一月十五日付)。
- ④5 「森町紀行」(『函右日報』明治十四年三月十九日付)。
- ④6 「偽民権家ヲ驅除スルハ目今ノ急務」(『函右日報』明治十四年三月三十日、三十一日付)。
- ④7 「府県会規則第三章ノ改正ヲ望ム」(『太田資行と共作』(『函右日報』明治十四年五月十四日、十五日、十七日、十八日付)。
- ④8 「告別県下三州諸君」(『函右日報』明治十四年六月七日付)。

- ④9 「自由党諸君ト交親社諸君トニ望ム」(『愛岐日報』明治十四年八月十日付)。*
- ⑤0 「大審院ノ裁決ヲ受ケテ始メテ我が所為ノ犯法ナルヲ知ル」(小池勇と共作)(『経世新誌』第一号、第二号・明治十五年五月二十一日、六月一日)。

⑤1 「公会演説論」(『経世新誌』第二号、第三号・明治十五年六月一日・六月十一日)。

その他、重雄は、明治十四年夏以降、愛知・岐阜県下を中心に、盛んに政談演説をおこなっている。村上貢氏の調査によれば、重雄は、明治十四年七月十四日岡崎での演説会、同年八月五日から九日まで名古屋末広町で開催された演説会、八月十一日から十五日まで名古屋門前町で開催された演説会、十一月七日知立で開かれた政談演説会、さらには明治十五年三月多治見における演説会などで、自由民権主義の論陣を張り、現在判明しているだけでも七回の演説会に出演したことが明らかとなっている。¹⁰重雄の自由民権運動家としての活動の舞台は、この頃から新聞紙上における文筆活動よりも、むしろ演説活動へ重点が移りつつあったといえるかもしれない。なかでも明治十四年十一月七日愛知県知立で開かれた政談演説会では、集会条例違反の嫌で中止解散を命じられるなど、厳しい取締りに直面し、彼自身の思想と行動にも微妙な変化があらわれることになるが、この点については、後で触れることにしたい。

- (1)(2) 藤枝市除籍謄本。ちなみにその住所は、「益津郡田中町百四十九番地」となっている。
- (3) 原口・前掲『明治前期地方政治史研究』下巻、四五六頁。
- (4) 関戸・前掲『東隣民権史』五八五頁。
- (5) 「広瀬重雄国事管見」(手塚豊・寺崎修「自由党静岡事件に関する新資料―鈴木音高外八名国事二関スル供述書―」『法学研究』第五十五卷第二号、昭和五十七年二月、九七頁―一〇三頁)。
- (6) 原口・前掲『明治前期地方政治史研究』下巻、四五七頁―四五八頁。村上・前掲『自由党激化事件と小池勇』一

七一頁以下。

(7) これらの資料は、昭和五十九年、三一書房より静岡県民権百年実行委員会編『静岡県自由民権史料集』として刊行された。

(8) 原口・前掲『明治前期地方政治史研究』は、「第四十八号及び四十九号ノ布告ヲ読ム」(『函右日報』明治十三年十一月十日、十一日、十二日付)、「静岡県民ノ昏睡將ニ覚メントス」(『函右日報』明治十三年十一月三十日付)、「奴隸論」(『函右日報』明治十四年五月二十一日、二十二日、二十四日、二十五日、二十八日付)の三篇についても重雄の執筆論文とみなし、(下巻、四五七頁―四五八頁)、また、前掲『静岡県自由民権史料集』も、「静陵社政談演説会ノ再興」(二三三頁―二三四頁)、前掲「第四十八号及び四十九号ノ布告ヲ読ム」(二六〇頁)、前掲「奴隸論」(二七九頁―二八四頁)を重雄の執筆論文として収録している。しかし、これらの論説は、いずれも無署名であり、私としては重雄が執筆したものと断定するまでには至らなかったもので、本リストからは、はずしてある。

(9) ③⑥「国会希望者ニ問フ」は無署名であるが、③⑦「静岡県会ノ開場」のなかに、「我輩ハ向キニ国会希望者ニ問フト題セル一篇ノ論文ヲ草シテ之レヲ本社第二百五十三号ノ紙上ニ掲ケ……」との記述があり、重雄が執筆したものであることが確実である。

(10) 村上・前掲『自由党激化事件と小池勇』一四五頁。

三 思想と行動の急進化

重雄がいかなる政治思想をもち、いかなる政治体制の実現をめざしていたのか。ここでは、前節で紹介した重雄の多数の論説のほか、のちの静岡事件の際、重雄が警視庁第二局に提出した「国事管見」などを利用し、彼の体制構想を検討することにした。

まず、最初に、重雄がめざした国家体制であるが、彼の主張は君民同治の立憲君主制国家の実現にあり、かならずしも急進的な主張ではなかったことが指摘できる。彼が共和主義の主張に与せず、むしろそれを排撃していたことは、重雄自身、次のように述べていることから明らかであろう。⁽¹⁾

我が建国ノ主義ト人民ノ氣象ハ大ニ仏國ト其景状ヲ異ニシ、人民ノ天子ヲ尊敬シ政府ヲ翼戴スルコト恰モ赤子ノ慈母ヲ慕フガ如シ、故ニ帝位ヲ篡奪シ政府ヲ顛覆セントスルガ如キ暴悪凶險ノ徒ハ古来罕レニ見ル所ニシテ、将来モ亦タ此ノ如キ徒ヲ現出セザルベキハ我輩ノ信ジテ疑ハザル所ナリ。

幕臣の家に育った重雄が熱心な尊王論者であったことは意外であるが、もとより重雄の「尊王論」は、天皇を極端に神聖視する「尊王論」の立場とは明らかに異質であった。重雄は、君主の存在を容認し、これを重視したが、他方、君主の権限行使については、きわめて厳しい制限論者であったからである。彼は、「人民」と「官吏」と「皇帝」のあるべき相互関係について、次のように考えていた。⁽²⁾

人民ハ一国ノ主ニシテ官吏ハ公僕ノ地位ニ立ツ者ナリ。唯君主国ニ於テハ皇帝ヲ尊敬シ、神聖ニシテ犯ス可ラザルモノトシ、国法ヲ以テ之レヲ制スルコトナリ。特ニ之ヲ人民ノ上位ニ置クニ過キザルノミ。

「人民」は「一国ノ主」で、「官吏」は「公僕」であり、「皇帝」は「神聖ニシテ犯ス可ラザルモノ」であるが、「国法」で「制スル」ものとする重雄の立場は、まさに英国流の立憲主義の立場そのものであった。彼にとつて最も重要なことは、皇帝の存否の問題よりも、すべての人びとを制する「国法」のあり方そのものにあつたのである。

それゆえ重雄の立場からすれば、新たに制定される日本の憲法は、欽定憲法ではなく、国約憲法でなければならず、新たに開設される議会は、一院制の民撰議院でなければならなかった。重雄は、「国事管見」のなかで、

次のように述べている。⁽³⁾

……余ハ素ヨリ国会ノ名称ヲ喜ブ者ニアラズシテ国会ノ実益ヲ望ム者ナリ。故ニ国会ヲ開設スルニ至ルモ其実権人民ニ移ラズシテ政府ノ為メニ左右セラル、ガ如キ不幸アラバ国民ノ権利ヲ保全シ利益ヲ生出スルノ国会ハ翻ツテ政府ガ人民ヲ压抑スルノ好器械トナルニ至ル可シ。……余ノ公儀与論ト同ジク希望スル所ハ、民撰議院一局ヲ設立シ、立法経済ノ事ヲ議院ニ委任シテ其実権ヲ堅フシ、政府官吏ノ為メニ毛頭モ左右セラル、コトナキヲ要シ、凡ソ国家万般ノ事皆国会議院ニ依テ決定スルニアリ。

新たに開設される議会は、なぜ二院制ではなく、一院制でなくてはならなかったのか。重雄は、その理由について、次のように述べている。⁽⁴⁾

……徒ニ欧米諸国ノ議院制度ヲ学ビ、上下二局ノ議院ヲ設ケテ上院議員ニハ現在ノ元老院議員及ヒ華族若シクハ官権党ノ素封家等ヲ選任シ、特別非常ノ権力ヲ与ヘテ政府ノ藩屏幫助トナシ、下院議員ニハ今日ノ府県會議院ノ少シク財産多キ者ヲ選任シテ、充分ノ権限ヲ与ヘサルカ如キ不当アラバ下院ハ纔カニ一國ノ經濟上ニ参預スルニ止マリテ之レヲ確定スルノ権ナク、況ヤ立法ノ大権ノ如キハ、到底之レヲ得ルノ道ナカラントス。而シテ下院ノ討論決定シタル事項ハ概ネ皆上院議會ニ至テ破棄セラレ、下院ノ決議ハ實際ニ行ハレザル如クコトアラバ、下院ハ全く有名無実ニシテ空シク經費ヲ要シ、上院ハ唯政府ノ便宜ヲ計、一ノ器械トナリテ、議院ノ議院タル実益ヲ見ルコトナカル可シ。

これにより重雄の二院制に対する最大の懸念は、「現在ノ元老院議員及ヒ華族若シクハ官権党ノ素封家等」によって構成される上院の存在によって、下院の決議が無力化し、「議院ノ議院タル実益」が失われてしまう恐れにあったことがわかる。すなわち重雄の立場からすれば、民撰議院のみの一院制を採用する以外に、議會権限を確実に担保する方策はなく、彼の懸念を払拭する道は、なかったのである。

このように、一院制論は、新たに開設される議会について、名実ともに、完璧な民撰議院の設立を求める明快な主張であったが、議員の選挙については、必ずしも普通選挙制の採用を求めるものではなかった。重雄は、選挙権の拡張を求めたものの、「多少」の「制限」は「必要」との立場をとったのである。⁽⁵⁾

而シテ議員選挙ハ普通選挙ニアラスシテ多少制限ヲ立ツルヲ必要トスレトモ、其選挙ノ権限ハ可及的広濶ニシ多ク民間人材ヲ議院ニ網羅セザルベカラス。既ニ人材ヲ議院ニ網羅セバ其議院ノ権利自ラ堅固ニシテ、政府官吏ノ為メニ左右セラル、患ヘナク、能ク権利ヲ保全シ利益ヲ生出スルヲ得可シト信スルナリ。

ところで、重雄は、みづから「国会ヲ熱望スルノ余、腕力ニ訴ヘテ其所望ヲ遂ケントスルガ如キハ我輩ノ最も嫌疑スル所ナリ」⁽⁶⁾と述べているように、目的実現の手段として「実力」を行使することには否定的であった。彼は少なくともこの段階では、国会開設の見通しについて楽観的であり、「実力」を行使する必要性を認めていなかったのである。⁽⁷⁾

抑々国会ヲ開クコトタル容易ノ事業ニハアラスト雖トモ、亦タ決シテ甚シキ艱難ノ事業ニモアラサルナリ、如何トナレハ今日施政ノ進路ハ衆説輿論ノ向フ所ニ從テ其方向ヲ転スルガ如キ景状ナルニ因リ、全国人民ガ悉ク一致同心シテ政府ニ向テ国会ノ開設ヲ強迫スルアラハ政府ト雖トモ敢テ之レヲ拒絶セサルヘシ、良シヤ之レヲ拒絶スルアルモ一般ノ輿論此ノ点ニ及デハ復タ之レヲ如何トモスヘカラサレバナリ、況ンヤ我政府ハ人民ノ自由ヲ束縛シ人民ノ進路ヲ遮断スルカ如キ压制政府ニアラサルヤ、人民諸君ガ進取ノ気力ト敢為ノ精神トヲ以テ政府ニ迫ルアラバ其国会ヲ實際ニ見ルニ至ルハ我輩ノ保証スル所ナリ。

「我政府」は、「人民ノ自由ヲ束縛シ人民ノ進路ヲ遮断スル」ような、「压制政府」ではないという主張は、後年の重雄の主張とは大きな距たりがあるが、このような彼の楽観主義は、やがて自らが厳しい言論弾圧に遭遇す

ることによって簡単にうち碎かれることになる。愛岐日報社で重雄と同僚であった小池勇は、その自叙伝のなかで、この間の事情について、次のように述べている。⁽⁸⁾

……愛岐日報社ニ入りテ編輯ヲ担任ス。此時、此社ハ……田中文次郎一人アリ。予ノ入社スルヤ越ヘテ三日、静岡県人ニシテ曾テ函右日報ノ記者タリシ広瀬重雄来リ加ツテ三名トナリ、互ニ相扶ケテ民権ノ説ヲ唱道ス。……十四年春……此夏、三名合議シテ日報社ニ大改革ヲ強行セントセシモ、社主中川氏ト意見相合ハスシテ遂ニ退社ス。此頃ヨリ広瀬共ニ頻リニ公会演説ヲ開キ、到ル処自由改進黨ノ理ヲ論ス。又各地ヨリ名古屋ニ来テ共ニ演説ヲ催フシタル弁士モ多カリキ。冬十一月、三州ノ各地ヲ遊説シ、帰途知立駅ニ於テ予カ為シタル演説ハ、甚タ過激ニ涉リシノミナラス、其集会ハ条例ニ反スルモノトテ、予及広瀬・村上、会主内藤・近藤等皆夜半ニ警察ニ拘引セララル。居ルコト数日ノ後チ、岡崎ニ押送シテ獄ニ投ズ。

文中、「冬十一月」、「条例ニ反スルモノ」として「警察ニ拘引」された事件についての記述があるが、これは、明治十四年十一月七日、知立で開催された政談演説会で、治安に妨害ありとの理由で、監臨警察官に中止解散を命じられ、内藤六四郎(会主)、重雄、小池勇らが知立警察署に拘引された事件を指している。

この事件で、重雄と小池は、演説禁止等の行政処分で済まされず、結局、名古屋裁判所岡崎支庁の裁判に付されることになったが、同年十二月十九日、同支庁で言い渡された判決は、次のようなものであった。⁽⁹⁾

……名ヲ知立一村知己ノ親睦会ニ借り管轄警察署ノ認可ヲ受ケスシテ公衆ヲ集メ政治ニ関スル事項ヲ講談セシ儀ハ顯然ナリトス右科集会条例第一条及ヒ第十条ニ依リ各罰金弍円五拾銭申付ル

右の判決は、重雄らの行為を「管轄警察署ノ認可ヲ受ケスシテ公衆ヲ集メ政治ニ関スル事項ヲ講談論議」したものと認定し、集会条例第一条及び第一〇条を適用、「各罰金弍円五拾銭」の有罪判決を言い渡すものであった

が、これを不服とする兩名は、「演説公会ヲ開キタルニアラス、知立一村中ノ親睦会ナレハ集会条例抵触スヘキコトニアラス」との理由で、ただちに大審院へ上告したのであった。重雄らの上告理由は、「演説公会ヲ開キタルニアラス、知立一村中ノ親睦会ナレハ集会条例抵触スヘキコトニアラス」というものであったが、しかし、大審院は、翌十五年四月十日、次のような上告棄却判決を言い渡した。¹⁰⁾

……抑モ政談演説ハ其名親睦会ト唱フルモ多人数ヲ集メ一場ヲ開キ講談論弁スル如キニ至テハ何ソ公衆ヲ集ムルモノト其実異ナルノ理アラシヤ、加之其親友知己ノミニ非サルハ原裁判所ノ宣告状ニ掲載スル如ク数箇証憑ニ依リ認めタルモノナレハ上告ノ趣旨相立タサルモノトス、右ノ如クナルヲ以テ明治十四年十二月十九日名古屋裁判所岡崎支庁ニ於テ小池勇広瀬重雄ニ言渡タル裁判ハ破毀スヘキ理由ナキニ因リ上告状却下スル者也

この判決は、重雄と勇にとつて全く予想外の判決だったらしく、二人は、このことを「大審院ノ裁決ヲ受ケテ始メテ我が所為ノ犯法ナルヲ知ル」と題する論文にまとめ、まもなく『経世新誌』誌上（第一号および第二号に分載）に発表している。¹¹⁾二人は、その結論の部分で次のように述べている。¹²⁾

此ニ至テ愈ニ狂愚ノ罪ヲ悔ヒ始メテ自ら犯法有罪者ナルヲ悟リ謹テ其裁決ニ甘服シ知立警官ノ処置岡崎判官ノ判決モ亦全く不正不当ニアラザルヲ知ルニ至レリ。生等故ニ曰ク大審院ノ裁決ヲ受ケテ始メテ我所為ノ犯法ナルヲ知ルト。

こうして、明治十五年初頭までどちらかといえば樂觀的な立場からの発言の多かった重雄も、罰金刑とはいへ有罪となったみずからの体験をつうじて、明治政府の言論統制の厳しさをあらためて認識するに至り、以後、明治政権に対する不信感を急速に強めていくことになるのである。

(1) 『函右日報』明治十二年十二月二十一日付、前掲『静岡県自由民権史料集』二九六頁。

(2) 一(5) 前掲「広瀬重雄国事管見」。

- (6) 『函右日報』明治十三年四月四日付、前掲『静岡県自由民権史料集』三〇七頁。
- (7) 『函右日報』明治十三年一月二十九日付、前掲『静岡県自由民権史料集』三〇一頁。
- (8) 村上・前掲『自由党激化事件と小池勇』三二頁―三二頁。
- (9) (10) 『大審院刑事判決録』明治十五年四月、一四七頁―一五二頁。
- (11) 村上・前掲『自由党激化事件と小池勇』一八七頁。
- (12) 『経世新誌』第二号、明治十五年六月、八枚裏。

四 静岡事件

重雄が、言論活動による政治改革を断念し、「腕力」による政府転覆をめざすことになったのは、明治十六年中のことであった。重雄の急進主義への傾斜について、のちに重雄の教誨師となる留岡幸助は、そのメモに、次のように記している。⁽¹⁾

続イテ板垣氏ノ自由黨員トナリ、而国事ニ心ヲ傾クルコトトナリ、而明治十六年頃政府ノ施政ノ方向民間ノ有志ノ為ス所ニ感ズル所アリテ、言論トカ文筆トカニテハ到底政府ニ迫リテモ目的ヲ達スルコト出来マイト思ヒ種々苦心ノ末、平和主義デハ覚束ナキヲ知り、腕力ニ訴テ事ヲ挙ケントセリ。而目的ハ現政府ヲ転覆スルニアリト伝フニアリ。

静岡事件は、明治十六年末から十七年はじめにかけて、岳南自由党の鈴木音高、湊省太郎が、遠陽自由党の中野二郎三郎、山田八十太郎等と結び、明治政府転覆の挙兵を企て、明治十九年に発覚した内乱陰謀事件であるが、重雄がこの計画に当初から参画していたかどうかは、必ずしも明確ではない。⁽²⁾しかし、重雄が十七年五月以降、軍資金獲得と同志の脱走防止のための強盗事件に関与していること⁽³⁾からみて、遅くとも十七年五月の段階で、仲

間に加わっていたことは確實である。

静岡事件関係者による強盗計画の実行は、明治十七年末まで続けられた。十七年末をもって強盗計画を中止した理由は、強盗による資金獲得が思うように進まなかったことにもよるが、明治十七年九月の加波山事件、同年十月の秩父事件のあいづく勃発、さらに同年十二月七日の飯田事件そして同年十二月十五日の名古屋事件の発覚がこれに大きく作用したことはまちがいない。とくに十七年十一月、湊省太郎、宮本鏡太郎、広瀬重雄、村上佐一郎の静岡事件関係者は、村松愛蔵、八木重治、江川甚太郎等の飯田事件関係者、さらに祖父江道雄等の名古屋事件関係者に接触し、拳兵問題で謀議をおこなっていたが、十二月七日これが発覚し、重雄、湊省太郎、小池勇の静岡事件関係者も逮捕されるにいたった。もつとも重雄らの容疑は、飯田事件関係者としての容疑であり、静岡事件の全容がこの時明るみに出たわけではなかったが、このことが静岡事件関係者に与えた衝撃は、はかり知れないものがあつた。重雄の逮捕を報告する名古屋警察署詰巡査丸井国三の「引致手続書」は、次の通りである。

引致手続書

神奈川県下横浜区野毛町

広瀬(マ)繁(マ)雄

右八国事犯事件ニ付明治十七年十二月七日当署エ引致スヘキ貴命ニ依リ所在探偵スルニ当区南桑名町四丁目奥村フサ方ニ居合ス旨探知スルヲ以テ直ニ該家ニ出張候処最早戸締ヲ為寢臥致居体ニ付之ヲ呼起シ該家エ進入スルニ果シテ右繁雄ナル者中ノ間火鉢ノ際ニ座シ居ルヲ以テ当署エ引致スヘキ旨ヲ示シタル処速ニ応スルヲ以テ当署エ引致仕候付此段手続書ヲ以テ上申仕候也

明治十七年十二月七日

名古屋警察署詰巡査 丸井国三

愛知県警察本署

警部 安 田 退 三 殿

雇 竹 内 戴 之 助

飯田事件の余波で逮捕された同志のうち、小池は十八年一月に、湊は同年二月にそれぞれ釈放されたものの、重雄と伊藤平四郎の両名は、同年十月二十七日、長野重罪裁判所で無罪判決が言い渡されるまで獄中にあった。従来、飯田事件の判決書といえは、村松愛蔵ら六名に有罪を宣告した判決書のみしか知られていないので、ここでは広瀬、伊藤の両名に対する判決書の全文を掲げておく。⁽⁵⁾

裁 判 言 渡

愛知県名古屋区江戸町住居当時同区江川町

第五百五十四番邸清水元太郎方寄留平民雑業

伊 藤 平 四 郎

明 治 十 八 年 十 月

三 十 二 年 二 月

神奈川県横浜区万代町式丁目三十五番地平民当時愛知県

名古屋区富沢町三丁目西沢ツル方止宿愛岐日報記者

広 瀬 重 雄

明 治 十 八 年 十 月

二 十 六 年 二 月

右被告人等ハ内乱陰謀事件ノ公訴ニ因リ檢察官ノ意見被告人等ノ答弁弁護人等ノ弁論ヲ聴キ被告人等ノ白状陳述及ヒ証

憑書類ニ基キ長野重罪裁判所裁判長陪席裁判官評議ノ上判決スルコト左ノ如シ

判 決

檢察官ハ右被告人等カ内乱陰謀事件タル犯罪ノ証憑充分ナラストシ之レカ公訴ヲ抛棄セリ依テ一切ノ訴訟書類及ヒ証拠物件ニ付審案スルニ被告伊藤平四郎広瀬重雄ハ曾テ名古屋警察署及ヒ名古屋輕罪裁判所檢察廷ニ於テ現政府ノ施政ヲ不是トシ被告村松愛蔵等ト兵力ヲ以テ之ヲ改革セントノ謀議ヲ為タリト陳述スルモ亦果シテ愛蔵等ニ同意相共謀シタリトノ証憑見ル可キナク加之愛蔵等ノ陳述ニ依ルモ亦同人等ト敢テ關係ヲ有スルモノニアラサルヤ明ナレハ檢察官ノ公訴ヲ抛棄シタル相当ナリトス

右ノ理由ナルニ依リ治罪法第四百一条犯罪ノ証憑充分ナラサル時ハ無罪ノ言渡ヲ為シ且被告人ヲ放免ス可シトアルニ照シ被告人伊藤平四郎広瀬重雄ニ對シ無罪ヲ言渡シ且放免スル者也

明治十八年十月二十七日長野重罪裁判所ニ於テ檢事石川重玄立會宣告ス

裁判長判事 戸原 禎 国

陪席判事 世良 重 徳

陪席判事補 高 橋 克 親

書 記 丸山 弥 一郎

書 記 木村 正 雄

重雄ら静岡事件関係者の多くが、それまでの大規模な拳兵計画をひるがえし、小人数でも実行可能な要人暗殺計画に傾斜することになったのは、右の判決により重雄が無罪放免となった直後の明治十八年十月末頃のことであつた。重雄は、この点について、のちに警視庁に逮捕された際、次のような供述をしている。⁽⁶⁾

問 要殺事件ノ起原ハ何時カ。

答 明治十八年十一月下旬ニ私カ信州ニ於テ国事犯事件ノ放免ヲ受ケ帰途名古屋ニ至リ湊宮本私ノ三人カ相談ナシタルカ始マリニ有之。始メ同志ヲ結合シテ兵ヲ挙クル一件ハ中止シテ小運動ヲナス事ニ決シタルモノナリ。

問 其事ヲ議定シタルハ誰々ナルヤ。

答 宮本鏡太郎湊省太郎松村弁次荒川太郎私ノ五人ニ有之候。

(中略)

問 如何ナル場合ニ決行スル筈ナルヤ

答 内閣へ出頭ノ途次公然ト要殺スル積リナリ。其ノ目的ヲ達スレハ直ニ自首シテ其処分ヲ受クルノ意ナリ。

これを見ると、十八年十月二十七日、長野重罪裁判所において無罪判決をうけ放免となつた広瀬が、その帰途、名古屋で湊、宮本と謀議をしたことが、要人暗殺計画のそもその発端であつたこと、この計画に同意した人々は、重雄をはじめ、宮本鏡太郎、湊省太郎、松村弁治郎、荒川太郎の五名であつたこと、計画実行後は「直ニ自首シテ其処分」を受ける覚悟であつたことなどがわかる。

しかし、右の計画は、翌十九年六月十二日、警視庁による事件関係者の一斉検挙の開始によつて、ついに実行されないままに終わった。この日の一斉検挙の模様について、『朝野新聞』は、次のように報じている。⁽⁷⁾

目下北豊島郡金杉村に借家する自由黨員にて静岡の代言人鈴木音高、湊省太郎、広瀬重雄、宮本鏡太郎、浅井万治、荒川高俊の六氏は、去る十二三の両日中に於て警視第二局の手にて捕縛されたが、聞く所に拠れば其は国事に関することにあらずして他の事件なりと、……

さて、東京警視庁に逮捕された重雄は、同庁第二局の取り調べをうけ、事件の全容を供述した。しかし、重雄ら事件関係者は、内乱罪の適用をあくまで回避しようとする政府の方針により、常事犯(強盗罪)で処断される

ことになり、重雄は、十九年九月にはじまる東京軽罪裁判所の予審、二十年七月二日にはじまる東京重罪裁判所の公判廷のいづれにおいても、国事犯としての主張をおこなうことが許されなかった。公判は七月八日まで六回開かれたが、重雄に対する審問がおこなわれたのは、七月四日の第二回公判においてであった。その様子をつたえる『静岡大務新聞』の記事は次の通りである。⁽⁸⁾

これより弁護士武藤氏と被告との間に数回の問答ありて終り、藪重雄の審問を始む。

(裁) 藪第四の所為の事実を申立てよ

(藪) 相違なし

(裁) 湊の申し立てに相違なきや

(藪) 私も凶器を携へたり

(裁) 第五の所為は如何

(藪) 相違なし (以下略)

七月十三日、判決の言い渡しがおこなわれた。それは、検察官側の主張をほぼ全面的にみとめたものであり、被告人二十六名のうち、前島格太郎をのぞく二十五名に対し、有罪を宣告するものであった。判決書より、重雄の量刑を宣告する部分を摘記するならば、次の通りである。⁽⁹⁾

……鈴木辰三宮本鏡太郎中野二郎鈴木木音高小山徳五郎足立邦太郎名倉良八川村弥市藪重雄小池勇木原成烈ノ十一名
……共ニ刑法第三百七十八条第三百七十九条ニ依リ有期徒刑ニ処ス可キモノトス……右ノ理由ナルニ付被告湊省太郎清水綱義宮本鏡太郎鈴木辰三ヲ各有期徒刑十五年ニ中野二郎鈴木木音高ヲ各有期徒刑十四年ニ清水高忠ヲ有期徒刑十三年ニ藪重雄木原成烈小山徳五郎足立邦太郎名倉良八小池勇川村弥市ヲ各有期徒刑十二年ニ……

すなわち判決は、重雄ら十一名の中心人物について、内乱罪を適用せず、強盗罪（刑法第三七八条、三七九条）を適用し、「有期徒刑ニ処ス可キモノ」とし、重雄に対しては「有期徒刑十二年」を言い渡すものであった。こうして重雄は、この日の判決により、強盗罪の汚名をうけることになったが、重雄をはじめ事件関係者の多くは、この判決に不服をとなえて大審院へ上告することもなく、ただちに服罪した。事件が発覚してから一年一カ月目のことであつた。

- (1) 『留岡幸助日記』第一卷、三二四頁。
- (2) 重雄、小池勇、村上佐一郎の三名が明治十七年一月、愛知県半田で藩閥政府打倒の謀議をおこなっていたことはすでにわかっているが（村上・前掲『自由党激化事件と小池勇』一五九頁）、彼らが静岡事件の計画に参画した時期については、必ずしも明確ではない。
- (3) 手塚豊『自由民権裁判の研究』中巻、慶應通信、昭和五十七年、一五九頁。
- (4) (5) 「長野県国事犯村松愛蔵等二関スル一件書類」（法務図書館蔵）。
- (6) 「広瀬重雄参考調書」（前掲「自由党静岡事件に関する新資料―鈴木音高外八名国事ニ関スル供述書―」所載）。
- (7) 『朝野新聞』明治二十年六月十六日付。
- (8) 『静岡大務新聞』明治二十年七月九日付。
- (9) 手塚・前掲『自由民権裁判の研究』中巻・二七六頁―二七七頁。

五 公権回復

明治十五年刑法によれば、「徒刑」は「島地」に「発遣」されることになっており、「有期徒刑十二年」の重雄

は、石川島監獄署、東京仮留監を經由して、明治二十一年十月十三日、北海道空知監獄署に押送された。重雄の獄中生活は、本来ならば、東京重罪裁判所で有罪判決を言い渡された二十年七月から十二年間続くはずであったが、明治三十年一月三十一日、英照皇太后の死去にともなう減刑令（勅令第七号）で「刑期」「四分ノ一」が短縮され、ただちに⁽¹⁾出獄できることになった。この減刑令により出獄することになった静岡事件関係者は、重雄をはじめ、清水高忠、小山徳五郎、足立邦太郎、名倉良八、木原成烈、小池勇、川村弥市の八名にのぼるが、そのうちの一人小池勇は、その時の模様を次のように書き残している。⁽²⁾

卅年二月一日朝、藪・小山・河村・足立・木原・名倉ト共ニ幌内太ヨリ汽車ニ駕シテ空知ヲ発ス……午後四時、小樽港ヨリ乗船、海路平穩ニテ五日午前神奈川ニ着シ、巢鴨監獄ニ一泊、六日出獄……。

これを見ると、重雄らは、二月一日に空知を出発し、小樽港より海路横浜港に向かい、二月五日に到着、実際に自由の身となったのは、巢鴨監獄署に一泊した後の二月六日であったことがわかる。東京警視庁に逮捕されてから数えて、実に十年八カ月目のことであった。

しかし、重雄ら八名の事件関係者及びこれより先に出獄していた村上佐一郎、潮湖伊助、山田八十太郎、平沢幸次郎、高橋六十郎の五名の事件関係者は、釈放されたとはいえ、彼らの「公権」までもが回復されたわけではなかった。明治十五年刑法によれば、「重罪ノ刑ニ処セラレタル者」は、「終身」「公権ヲ剝奪」されることになっており（第三二条）、原則的には、彼らの公権は、生涯、回復されないことになっていたのである。

「重罪ノ刑」に処せられた重雄らの公権の回復措置が特別に検討されることになったのは、明治三十年五月に入ってからのことであった。すなわち同年五月二十八日、司法大臣清浦圭吾は、内閣総理大臣臨時代理黒田清隆⁽³⁾に対し、上記十三名の「公権」を「特典」をもって「回復」すべく、次のごとき上申書を提出したのである。

別紙静岡県平民清水高忠外十二名復権ノ件上奏書及進達候也

明治三十年五月廿八日

司法大臣 清 浦 奎 吾

内閣総理大臣臨時代理

枢密院議長伯爵 黒 田 清 隆 殿

しかして、その別紙とは、次のごときものであった。⁽⁴⁾

静岡県平民清水高忠、同藪重雄、同小山徳五郎、同足立邦太郎、同名倉良八、同木原成烈、岐阜県平民小池勇、神奈川県平民川村弥市、石川県平民高橋六十郎、愛知県平民村上左一郎、静岡県平民潮湖伊助、同山田八十太郎、北海道庁平民平沢幸次郎、復権ノ儀ニ付上奏

静岡県平民清水高忠ハ強盜傷人罪ニ依リ明治二十年七月十三日東京重罪裁判所ニ於テ有期徒刑十三年ニ処セラレ静岡県平民藪重雄同小山徳五郎同足立邦太郎同名倉良八同木原成烈岐阜県平民小池勇神奈川県平民川村弥市ハ共謀持凶器強盜ノ罪ニ依リ同月同日同裁判所ニ於テ各有期徒刑十二年ニ処セラレ石川県平民高橋六十郎愛知県平民村上左一郎静岡県平民潮湖伊助ハ同一ノ罪ニ依リ同月同日同裁判所ニ於テ各重懲役九年ニ処セラレ静岡県平民山田八十太郎ハ同一ノ罪ニ依リ同月同日同裁判所ニ於テ輕懲役八年ニ処セラレ北海道庁平民平沢幸次郎ハ共謀強盜ノ罪ニ依リ同月同日同裁判所ニ於テ輕懲役六年ニ処セラレ其後高橋六十郎ハ主刑満期ニ因リ出獄清水高忠藪重雄小山徳五郎足立邦太郎名倉良八木原成烈小池勇川村弥市ハ本年勅令第七号ニ依リ減刑出獄又村上佐一郎潮湖伊助同山田八十太郎平沢幸次郎ハ仮出獄ヲ許サレタル者共ニ有之候処孰レモ其犯罪ノ重大ナルニ拘ラス当時ノ時勢ニ憤慨スル所アリテ遂ニ犯行ヲ為スニ至リタルモノニシテ其犯情頗ル斟酌スヘキ所アルニ付キ特典ヲ以テ将来ノ公権ヲ復セラレ候様致度此段上奏候也

明治三十年五月

司法大臣 清浦 奎吾

右の五月二十八日付清浦司法相の上申書を受理した黒田清隆は、ただちに内閣法制局に対し、この問題の審査を命じた。内閣法制局がこの問題の審査を終了し、その結果を回答したのは、それから一ヶ月あまりを経過した六月二十九日のことであつた。六月二十九日付内閣法制局長官神鞭知常より内閣総理大臣松方正義宛回答書ならびに指令案は、次の通りである。⁽¹⁾

明治三十年六月二十九日

内閣総理大臣

法制局長官

別紙司法大臣上奏静岡県平民清水高忠外十二名復権ノ件ヲ審査スルニ上奏ノ通特典ヲ以テ公権ヲ復セラレ可然ト信認ス仍テ指令按左ノ通ニテ可然哉

指 令 案

特典ヲ以テ静岡県平民清水高忠同藪重雄同小山徳五郎同足立邦太郎同名倉良八同木原成烈岐阜県平民小池勇神奈川県平民川村弥市石川県平民高橋六十郎愛知県平民村上佐一郎静岡県平民潮湖伊助同山田八十六郎北海道庁平民平沢幸次郎ノ公権ヲ復ス

明治三十年七月十二日

奉 勅

内閣総理大臣

かくして明治三十年七月十二日、右の指令案通り、重雄ら十三名の静岡事件関係者の公権は、「特典ヲ以テ」回復されることになった。

(1) 村上・前掲『自由党激化事件と小池勇』七三頁。

(2) 『官報』明治三十年一月三十一日付。

(3) 1 (5) 「明治三十年公文雜纂」卷二十二・司法省二(国立公文書館蔵)。

六 むすび

本稿では、これまで忘れ去られた存在であった静岡県の自由民権運動家広瀬重雄をとりあげ、彼の活動の足跡を辿ってきた。とくに彼が地方新聞紙上に残した質量ともに豊富な論説や警視庁における取調書類などを手がかりに、彼の自由民権思想の特質を追求するとともに、どちらかといえば、穩健な立場を保持していた重雄が、なぜ急進的な立場に傾斜し、飯田事件や静岡事件などに参画することになったのか、その間の事情についても、考察をしたつもりである。⁽¹⁾

自由民権運動における急進派の形成については、松方デフレや農民の窮乏化など、経済史の側面から一義的に説明されることが多いけれども、少なくとも重雄の場合、そのような凶式によって彼の急進化を説明することはできないであろう。否、重雄のみならず、同じ静岡事件関係者の鈴木音高や湊省太郎、また飯田事件の村松愛蔵、さらには加波山事件の富松正安の場合も、明治政府の過酷な言論統制や入獄の体験こそ、彼らが急進派へ加わった最大の動機であったことを考えると、旧来の凶式で急進派の形成を理解すること自体、疑問とせざるをえないのである。

ところで、重雄は明治三十年二月、減刑出獄したあと、どのような生活を送ったのか。また、重雄はいつ、どこで死亡したのか。その消息は、全く不明である。出獄後も北海道にとどまり、新聞記者として活躍したともいわれているが、⁽²⁾詳細はよくわからない。今後、北海道ならびに静岡県の地方史家の手によって、重雄の晩年が明

らかにされることを願いつつ擲筆する。

- (1) 石井孝氏は、「自由民権運動と共和制思想」と題する論文のなかで、共和制をもって理想的政治形態と考えたイデオログの一人に広瀬重雄を数えている（『歴史学研究』第二三九号、昭和三十五年三月、一四頁以下）。しかし、本文中でも述べたように、彼の思想の根底には、尊王論の思想が色濃く流れており、氏の指摘はあたらない。
- (2) 永井秀夫編『北海道民権史料集』（北海道大学図書刊行会、昭和六十一年）八五九頁。